

関東学院大学看護学部履修規程

(2013年2月21日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則に基づき、看護学部における授業科目の履修、単位及び成績等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 看護学部における授業科目は、共通科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、開設する授業科目及び単位は、授業科目配当表の定めるところによる。

2 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区別し、その用語の意義はそれぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) 必修科目 単位修得を必要とする科目
- (2) 選択必修科目 決められた範囲の中から所定の単位数以上の修得を必要とする科目
- (3) 選択科目 任意に選択して単位修得できる科目のうち、卒業要件単位に算入するもの
- (4) 自由科目 任意に選択して単位修得できる科目のうち、卒業要件単位に算入しないもの

(単位)

第3条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、当該授業科目の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

3 授業時間は、90分をもって2時間とみなす。

(年次とセメスター)

第4条 各年次とセメスターとの関係は、第1年次にあつては第1・第2セメスター、第2年次にあつては第3・第4セメスター、第3年次にあつては第5・第6セメスター、第4年次にあつては第7・第8セメスターに対応するものとする。

(履修登録)

第5条 履修登録は、年度始めに、当該年度の春学期及び秋学期に履修しようとするすべての授業科目について行うものとする。

2 年度始めに履修登録した秋学期開講の授業科目は、秋学期の所定の期間に履修登録の変更を行うことができる。

3 履修登録していない授業科目は、単位の修得を認めない。

4 履修登録後の授業科目の追加及び変更は、第2項及び第10条第3項の場合を除き、原則として認めない。

5 登録必須科目は、原則として、指定されたセメスターで履修登録をしなければならない。

6 履修に当っては、上級年次配当科目を下級年次において履修することはできない。

7 クラス指定のある授業科目は、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。

8 指定した授業科目に限り、教育効果等を考慮し履修者数を制限することがある。同科目の履修手続等については、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第6条 各セメスターにおいて履修できる単位の上限は、24単位とする。ただし、KGUキャリアデザイン入門1、KGUインターンシップ、海外語学演習及び諸課程等開講科目の単位は履修登録制限単位数に算入しない。

(成績評価・単位の認定)

第7条 成績評価・単位の認定は、履修した授業科目の試験の成績及び当該授業に対する日常の取り組みと成果を総合的に評価して行う。

- 2 一度修得した単位の取消しは、これを認めない。
- 3 すでに単位を修得した授業科目は、再度履修することができない。
- 4 第1項の試験に関する事項については、関東学院大学試験規程の定めるところによる。
- 5 成績評価・単位認定の期限等については、別に定める。

(再試験)

第8条 期末試験については、看護学部教授会（以下「教授会」という。）が必要と認める場合は再試験を行うことができる。

- 2 再試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第9条 成績の評価は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（F）の評語で表し、可以上を合格とし単位の修得を認め、不可は不合格とする。

- 2 前項の成績評価の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 (S) 100点～90点
- (2) 優 (A) 89点～80点
- (3) 良 (B) 79点～70点
- (4) 可 (C) 69点～60点
- (5) 不可 (F) 59点～ 0点

(GPAの算出方法等)

第10条 グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）は、成績評価について「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点に当該授業科目の単位数を乗じて得た値の合計を、履修登録科目の合計単位数で除して算出するものとする。

- 2 GPAの算出においては、成績評価が「認」の科目、「合」の科目、教職課程等の諸課程開講科目及び次項に定める科目の単位数は含めないものとする。
- 3 学生は、春学期及び秋学期の所定の期間に履修登録科目の取消しを申請することができる。この場合において、当該科目の代わりに他の授業科目を新たに登録することはできない。

(成績の通知)

第11条 学生への成績の通知は、各学期の終了日までに行う。ただし、最終セメスターに在学する学生に対しては、卒業資格取得者の発表時に成績を通知する。

(成績評価の照会)

第12条 学生は、前条により通知を受けた成績の評価について照会を行うことができる。

- 2 成績評価の照会を行おうとする者は、次学期の開始日から起算して14日以内に教務課に所定の書類を提出しなければならない。

(履修方法)

第13条 学生は、別表の定める履修方法により履修し、124単位以上を修得しなければならない。

- 2 授業科目の履修に関する要件は、別に定める。

(自主選択学修の単位)

第14条 授業科目の区分ごとに定める履修単位とは別に、卒業要件として認める自主選択学修の単位を定める。

- 2 自主選択学修の単位及び対象科目は、別表の定めるところによる。

(卒業の要件)

第15条 看護学部の卒業の要件は、看護学部4年（8セメスター）以上在学し、第13条第1項に定める履修方法により124単位以上を修得することとする。ただし、学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を超えないものとし、超えた場合は自由科目とする。

(学位の授与)

第16条 前条による所定の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学士（看護学）の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関する事項は、関東学院大学学位規則の定めるところによる。

(看護師国家試験受験資格の取得)

第17条 学生は、第15条に定める卒業要件を満たすことにより、看護師国家試験の受験資格を取得することができる。

- 2 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく看護師の養成に関する事項については、関東学院大学看護師養成施設に関する細則の定めるところによる。

(他学部科目の履修)

第18条 他学部の授業科目を履修する場合は、所定の他学部受講願を教務課に提出し、当該学部の許可を受けなければならない。ただし、他学部が指定する他学部開講科目を履修する場合は、所定の他学部受講届を提出すれば足りるものとする。

2 他学部科目を履修し修得した単位は、自主選択学修の単位とする。

3 第1項の規定は、看護学部の授業科目を他学部の学生が履修する場合について準用し、看護学部の教育に支障がないと認められる範囲において履修を許可する。

(副専攻課程の履修)

第19条 学生は、他学部が設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に配置されている授業科目を履修することができる。

2 副専攻課程で履修し修得した単位は、自主選択学修の単位とする。

3 副専攻課程及びその履修手続等については、関東学院大学副専攻に関する規程の定めるところによる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第20条 看護学部は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が授業科目を履修し修得した単位については、教授会の議により、60単位を超えない範囲で看護学部において修得した単位として認めることができる。

3 第1項の規定により履修し修得した単位は、自主選択学修の単位とする。

(横浜市内大学間単位互換協定大学における授業科目の履修)

第21条 横浜市内大学間単位互換協定大学で単位互換履修生として授業科目を履修し修得した単位は、看護学部において修得した単位として認めることができる。

2 前項の規定により修得したものと認めることのできる単位数は、前条第1項の規定により看護学部において修得したものと認める単位数と合わせて60単位を超えることはできない。

3 第1項の規定により履修し修得した単位は、自主選択学修の単位とする。

4 単位互換履修生及び履修手続等については、関東学院大学単位互換履修生受入れに関する規程の定めるところによる。

(留学により修得した単位の認定)

第22条 留学により修得した単位は、学生の外国留学に関する規程並びに学生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程に基づき、看護学部において修得した単位として認めることができる。

2 前項の規定により修得したものと認めることのできる単位数は、第20条第1項及び前条第1項の規定により、看護学部において修得したものと認める単位数と合わせて60単位を超えることはできない。

3 留学により修得した単位の認定手続等については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 看護学部は、教育上有益と認めるときは、教授会の議により、学生が看護学部に入学前に大学又は短期大学において履修し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、看護学部における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。

2 前項の規定は、本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、特別履修生として本学の授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により修得したものと認めることのできる単位数は、第20条第1項、第21条第1項及び前条第1項の規定により、看護学部において修得したものと認める単位数と合わせて60単位を超えることはできない。

4 前2項の規定により履修し修得した単位の取扱いについては別に定める。

5 入学前の既修得単位の認定手続等については、別に定める。

(図書館司書課程の履修)

第24条 図書館法に基づく図書館司書課程の科目の履修については、別に定める。

2 前項に規定する科目は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。

(復学、再入学の場合の履修)

第25条 休学者が復学した場合の履修については、原則として、入学時の履修規程を適用する。

2 退学者が再入学した場合の履修については、原則として、再入学した年次の履修規程を適用する。

3 再入学した者の単位の認定手続等については、別に定める。

(編入学生の履修)

第26条 編入学生の履修については、編入学した年次の履修規程を適用する。

2 編入学生の単位の認定手続等については、別に定める。

(卒業見込証明書の発行)

第27条 第3年次末までの修得単位数と第4年次における履修登録科目の単位数の合計が、第13条第1項に定める卒業に必要な単位を満たしている者には、卒業見込証明書を発行する。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年3月31日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年7月4日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年5月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年3月25日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年7月12日から改正施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2018年3月9日に改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月1日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年3月30日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年1月28日に改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月13日から改正施行し、改正後の第2条第2項、第6条及び第15条の規定は、2023年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2025年3月13日に改正し、同年4月1日から施行する。

別表 看護学部の履修方法（第13条関係）（2022年度以降入学生）

授 業 科 目 区 分		必要最低 単位数		摘 要
共 通 科 目	教養分野	14	10	「キリスト教学」「コンピュータ・リテラシー」「生物学」「データサイエンス」「心理学」「倫理学」の6科目
			4	2025年度以降入学生 「哲学」「ジェンダー論」「文化人類学」「教育学」「文学」 「日本国憲法」「法と社会生活」「経済学」「経営学」「社会学」 「生物と環境」「化学基礎」「美術史」の中から2科目選択必修 2022～2024年度入学生 「哲学」「ジェンダー論」「文化人類学」「教育学」「文学」の中から1科目選択必修 「日本国憲法」「法と社会生活」「経済学」「経営学」「社会学」の中から1科目選択必修
	外国語分野	4		同一言語から4単位必修 2025年度以降入学生（同一言語から2科目） 「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」 「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」 「ハングルⅠ」「ハングルⅡ」 2022～2024年度入学生（同一言語から4科目） 「英語Ⅰ（初級・中級）」「英語Ⅱ（初級・中級）」 「中国語Ⅰ（初級・中級）」「中国語Ⅱ（初級・中級）」 「ハングルⅠ（初級・中級）」「ハングルⅡ（初級・中級）」 （削除）
	教養分野 外国語分野	4		上記で選択した科目以外の共通科目から4単位
	共通科目小計	22	単位	
専 門 目 基 礎 科	専門基礎科目	26	19	「人と健康・健康障害と回復の促進」の必修科目から
			7	「人と環境・健康支援と社会保障制度」の必修科目から
	専門基礎科目小計	26	単位	
専 門 科 目	基礎看護学	15		「基礎看護学」の必修科目から（実習4単位を含む）
	生活支援看護学	33	6	「母性看護学」の必修科目から（実習2単位を含む）
			6	「小児看護学」の必修科目から（実習2単位を含む）
			6	「老年看護学」の必修科目から（実習2単位を含む）
			6	「精神看護学」の必修科目から（実習2単位を含む）
			9	「地域・在宅看護学」の必修科目から（実習3単位を含む）
	療養支援看護学	11		「療養支援看護学」の必修科目から（実習5単位を含む）
	統合看護学	13	12	「看護学の統合と実践」の必修科目から（実習3単位を含む）
			1	「看護学の統合と実践」の「国際看護学」、「看護マネジメント」の中から1科目選択
	専門科目小計	72	単位	（実習23単位を含む）
自主選択学修科目		4	単位	上記で履修した科目以外の共通科目・専門科目 他学部及び他大学で修得した単位
合 計		124	単位	

別表 看護学部の履修方法（第13条関係）（2017年度～2021年度入学生）

授 業 科 目 区 分		必要最低 単位数		摘 要
共通科目	教養分野	18	10	「キリスト教学」「コンピュータ・リテラシー」「生物学」「心理学」「倫理学」の5科目
			4	「哲学」「ジェンダー論」「文化人類学」「教育学」の中から1科目 選択必修 「日本国憲法」「法と社会生活」「経済学」「経営学」「社会学」の中から1科目選択必修
			2	「KGUかながわ学」「地域創生特論」「かながわ学」の中から2単位 選択必修
			2	上記以外の教養分野から2単位
共通科目	外国語分野	6	6	「英語Ⅰ（初級）」「英語Ⅰ（中級）」「英語Ⅱ（初級）」「英語Ⅱ（中級）」「英語Ⅲ（上級1）」「英語Ⅳ（上級2）」「ドイツ語Ⅰ（初級）」「ドイツ語Ⅰ（中級）」「ドイツ語Ⅱ（初級）」「ドイツ語Ⅱ（中級）」「ドイツ語Ⅲ（上級1）」「ドイツ語Ⅳ（上級2）」「中国語Ⅰ（初級）」「中国語Ⅰ（中級）」「中国語Ⅱ（初級）」「中国語Ⅱ（中級）」「中国語Ⅲ（上級1）」「中国語Ⅳ（上級2）」「ハングルⅠ（初級）」「ハングルⅠ（中級）」「ハングルⅡ（初級）」「ハングルⅡ（中級）」「ハングルⅢ（上級1）」「ハングルⅣ（上級2）」 同一言語から6単位必修
	共通科目小計	24単位		
専門科目	専門基礎科目	25	18	「人と健康・健康障害と回復の促進」の必修科目から
			6	「人と環境・健康支援と社会保障制度」の必修科目から
			1	「人と健康・健康障害と回復の促進」「人と環境・健康支援と社会保障制度」の選択必修科目から1科目
	基礎看護学	13	13	「基礎看護学」の必修科目から (実習3単位を含む)
	生活支援看護学	32	6	「母性看護学」の必修科目から (実習2単位を含む)
			6	「小児看護学」の必修科目から (実習2単位を含む)
			8	「老年看護学」の必修科目から (実習4単位を含む)
			6	「精神看護学」の必修科目から (実習2単位を含む)
			6	「在宅看護学」の必修科目から (実習2単位を含む)
	療養支援看護学	12	12	「成人看護学」の必修科目から (実習6単位を含む)
	統合看護学	13	12	「看護学の統合と実践」の必修科目から (実習2単位を含む)
			1	「看護学の統合と実践」の選択必修科目から1科目
	専門科目小計	95単位		(実習23単位を含む)
自主選択学修科目		5単位		上記以外の共通科目・専門科目、他学部及び他大学で修得した単位
合 計		124単位		